

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和5年1月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 高橋 隆 4番 黒澤 ちよ子
5番 本間 仁一 6番 青木 憲一 7番 浅野 厚司
8番 伊藤 圭一 9番 神尾 篤志 10番 朝倉 善則
11番 鈴木 正徳 12番 渡沢 寿 13番 安達 芳紀
3. 欠席委員 3番 山岸 誠
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補 佐 山内 美穂
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第5 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第6 議第3号 非農地証明願に対する可否について

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和4年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、3番 山岸誠委員の1名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

12番渡沢寿委員、13番安達芳紀委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 渡沢 寿 委員
13番 安達 芳紀 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃借権設定6件、使用貸借権設定1件、合計11件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページから3ページになります。

はじめに、1ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 山林現況畑 773㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 906㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 72㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計571㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、2ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 654㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 畑 658㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計11,708㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外4筆 畑 合計735.22㎡について、新規の5年で、毎年7月31日支払、物納となっております。

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の一部 畑 500㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 9,000㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、3ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

11番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外26筆 田が16,890.71㎡ 畑が1,006㎡ 合計17,896.71㎡を再設定の20年契約となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査については、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

- 9番
(神尾篤志委員) 1月22日に調査してまいりました。
申請地は全てが耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。
以上です。
- 議長 (高橋会長) 次に、2番及び3番、4番、6番の4件の現地調査について、5番本間仁一委員より、報告をお願いします。
- 5番
(本間仁一委員) 1月23日に3条の現地調査を行ってまいりました。
2番、3番、4番につきましては、耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。
6番につきましては、耕作はされておりましたが、管理が徹底されており、隣接農地の方に聞きとりしたところ、管理されているとのことで、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。
以上です。
- 議長 (高橋会長) 次に、5番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。
- 11番
(鈴木正徳委員) 冬期間のため確認はできませんが、去年の秋に転作として大豆の作付けをされていることを確認しておりますので、ご報告いたします。
- 議長 (高橋会長) 次に、7番及び10番の現地調査については、鈴木雄一推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 1月23日に鈴木雄一委員よりご報告を頂戴しております。
申請地につきましては、全てが耕作され周辺農地への影響もないことを確認したとご報告いただいております。
以上です。
- 議長 (高橋会長) 次に、8番の現地調査について、12番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。
- 12番
(渡沢寿委員) 1月23日に現地調査として近くまで行ってまいりました。
雪のために現地までは行けませんでした。去年も私が入って作業している現地ですので、確実に作付けされていることを確認しております。
以上です。
- 議長 (高橋会長) 次に、9番の現地調査については、村越竜仁推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 村越委員に確認をお願いしましたが、現地が積雪もあるというところと、所有者の阿部さんのお宅から少し入って傾斜がある場所に位置しているというところもございまして、なかなか確認が難しいエリアでした。また、申請の際に既に新植をされているという情報もございまして新植した当時の写真を頂戴しておりましたので、その写真をもって作付けが既にされていると確認をしたところでございます。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、合計3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は4ページになります。

1番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,063㎡を、工事用道路一時的に利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分農振農用地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲の一部 畑 888㎡を、工事用道路一時的に利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分農振農用地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の一時転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

なお1番2番の申請については、■■■■の工事担当者の方から転用手続きの相談を受けた際、航空写真で現地を確認したところ、旧ぶどう園の所です。現在は耕作されておらず山林化に近い状況でした。

そういった状況から、非農地証明等で地目を直していただければ転用申請は必要なくなるという話もしましたが、地権者から借り受けるにあたって地目がまだ畑のままでしたので、農地法の許可をとって工事をしたい、という申し出がございまして、現況は畑とは程遠い状況ではあります。地目畑の土地を転用するという形で受付をさせていただきました。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 畑 652㎡を、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、1番から3番までの全3件の現地調査について、6番青木憲一委員より、報告をお願いします。

6番
（青木 憲一委員）

1月18日に私と浅野委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で5条3件の現地調査を行ってまいりました。

1番2番の■■■■の申請地は除雪がされていない農道の先にある農地で、現地を確認できないため、積雪の前の航空写真により確認を行いました。先ほどの事務局からの説明のとおり、山林化が進んでいる農地のため、今後は非農地に誘導した方が良い土地だと思います。

6番
（青木 憲一委員）

3番の案件は、現地に行きましたが、積雪で農地の様子は確認できませんでした。積雪前の航空写真により確認したところ、着工はなく、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の1番から3番までの3つの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6議第3号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第3号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第3号につきまして、ご説明します。
議案書は5ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■●●●さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計201㎡が、平成10年以前から宅地の一部として利用し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

嶋貫農地係長 なお、この申請に関しましては、空き家になっている住宅を処分する目的もございまして、その周辺にあった農地が既に宅地化しているため申請に至ったものと確認しております。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番
（浅野厚司委員） 1月18日に、私と青木委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で非農地1件の現地調査を行ってまいりました。
この案件については、現地調査に行きましたが、積雪で農地の様子を確認できませんでしたので、積雪前の現地の写真より、住宅の1部として利用され、農地の状況ではないことを確認しました。
以上です。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和5年1月18日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時50分）